

補助金申請の手引き

生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金 (集会所)

令和 7 年 8 月 14 日作成

本手引きは、自治会集会所への
太陽光発電設備・蓄電池設置事業を
実施するにあたっての手引きとなります。

お問い合わせ先
生駒市 地域活力創生部 脱炭素まちづくり推進課
〒630-0288 生駒市東新町 8 番 38 号
Tel 0743-74-1111

目 次

1 補助金の概要	1
(1) 補助金の目的	1
(2) 対象施設	1
(3) 補助対象設備・補助対象者・補助金額	1
(4) 補助対象経費	2
(5) 申請期間	2
(6) 申請方法	2
(7) 補助の条件	2
(8) 必要書類	5
2 申請から支払いまでの流れ	8
(1) 買切モデル(委任あり)	8
(2) 買切モデル(委任なし)	12
(3) PPA・リースモデル	16
3 太陽光発電設備の要件	20
4 蓄電池の要件	22
5 契約形態の整理	24
(1) 自家消費率の要件	24
(2) 契約形態の整理	24

1 補助金の概要

(1) 補助金の目的

本補助金は、本市が提案した「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画」に基づき、対象とする自治会集会所に太陽光発電設備及び蓄電池を導入する経費に対して補助を行うものです。

(2) 対象施設

事業計画に掲げる自治会集会所（最大 111 施設）

※実際に対応していただく集会所については、適宜生駒市から情報提供します。

(3) 補助対象設備・補助対象者・補助金額

補助対象設備	導入方法	補助対象者	補助率
太陽光 発電設備	PPA	PPA 事業者	補助対象経費の 3 分の 2 ^{※2}
	リース	リース事業者	
	買切	自治会 ^{※1}	
蓄電池	PPA	PPA 事業者	補助対象経費の 3 分の 2 ^{※2}
	リース	リース事業者	
	買切	自治会 ^{※1}	

※1 申請手続は、登録事業者が行ってください。

※2 上限額は、以下に定める補助対象経費から算出される額とします。

太陽光発電設備：365 千円/kW、蓄電池：235 千円/kWh

※ 蓄電池のみを補助申請する場合は、集会所に太陽光発電設備が既に設置されていることが条件となります。

※ 太陽光発電設備のみの導入は補助対象外です。

※ 導入する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。

※ 中古設備は、交付対象外とする。

※ 本補助事業にあわせて自治会がモニター又は HEMS を設置した場合、いこま市民パワー株式会社（以下「ICP」という。）による定額補助（上限 5 万円）を受けられますので、一体的導入のご案内にご協力ください（詳細は、ICP が公表する補助要項をご確認ください。）。

(4) 補助対象経費

主な要件のみを記載していますので、詳細については、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別表第1」をご確認ください。

区分	内容
補助対象経費（例）	① 本体購入経費 ② 設置工事費
補助対象外経費（例）	① 既に設置されている設備の撤去にかかる経費 ② 建物の建築・基礎工事費 ③ 設備の設置に伴う建築物の躯体等に関する工事

※ 消費税及び地方消費税の取扱いは以下のとおりです。

買切：補助対象経費、PPA・リース：補助対象外経費

(5) 申請期間

補助金申請期限：令和8年1月15日まで

実績報告期限：令和8年2月15日まで

補助金請求期限：令和8年3月10日まで

※ 交付決定を受けた場合であっても、期限までに実績報告及び請求がない場合は、補助金を交付できません。

※ 申請書や実績報告書の審査には2～3週間かかりますので、余裕を持って手続きを行ってください。

(6) 申請等の方法

補助金申請、実績報告及び補助金請求は、メールで行ってください。

メールアドレス：zerocarbon@city.ikoma.lg.jp

メール送付時は、タイトルを下記のとおりとしてください。

補助金申請：「生駒市脱炭素移行・再エネ推進補助金交付申請【(集会所名)・(事業者名)】」

実績報告：「生駒市脱炭素移行・再エネ推進補助金実績報告【(集会所名)・(事業者名)】」

補助金請求：「生駒市脱炭素移行・再エネ推進補助金請求【(集会所名)・(事業者名)】」

(7) 補助の条件

補助金の申請にあたっての主な注意事項は、以下のとおりです。その他、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱」、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」及び「地域脱炭素推進交付金 FAQ」を熟読するとともに、「チェックリスト（様式第2号・第8号）」を活用し、補助要件を確実に守ってください。

要件を守れない場合は、申請を受け付けられないほか、事業完了後に要件を守っていないことが発覚したときには、補助金を返還いただくことがありますので、ご注意ください。

【全体】

- ・ 補助対象設備の設置は、「集会所・自治会館への太陽光発電設備等設置事業者の登録に関する要領」に基づき生駒市の登録を受けた登録事業者が行ってください。
- ・ 補助対象設備の設置にあたり、他の補助事業との併用はできません。
- ・ 補助対象設備は、法定耐用年数（太陽光 17 年、蓄電池 6 年）が経過するまでの間、適切に管理し、使用し続けてください。
 - ※ 契約書等において、自治会が法定耐用年数期間中、使用し続ける必要があることを記載してください。
 - ※ PPA 又はリース契約終了後に自治会へ譲渡された後も、自治会が、法定耐用年数が経過するまで使用し続ける必要があります。
 - ※ やむを得ない理由により、処分（補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供することをいう。）が必要となった場合は、環境省へ取扱いを確認する必要がありますので、事前に市へご連絡ください。
- ・ 法定耐用年数が経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果を J-クレジット制度に登録しないでください。
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP 制度の認定を取得しないでください。

【買切】

- ・ 市が建物を所有する集会所の場合、買切は選択できません。
- ・ 実績報告までに、補助対象設備の所有権を自治会へ移転してください。
- ・ 自治会に対する ICP への余剰電力買取サービスの案内にご協力ください。なお、自家消費率が 50%未満の場合、国要領の規程を満たすため、ICP との契約が必須となります（22 ページ参照）。
- ・ 自治会に対する ICP への電力プラン切替の案内にご協力ください。
 - ※ 電力プランを切り替えていただける場合、ICP による余剰電力の買取単価が、標準単価の 10 円/kWh から 3 円/kWh 加算され、13 円/kWh となります。

（補助金の申請及び受領の委任を受ける場合）

- ・ 補助金申請にあたり、自治会から、補助申請手続の委任及び代理受領の事前届出を受けてください。
- ・ 工事完了後、契約金額から補助金額相当分を控除した金額を、自治会へ請求・領収してください。生駒市から登録事業者に対し、契約金額に充当する方法により、補助金を交付します。

【PPA】

- ・ 補助金額相当分をサービス料金から控除してください。
 - ※ PPA 事業者が、奈良県内に本社を有する企業の場合は控除額を補助金相当分の 9/10

とすることができます。

- ・ 需要家が消費しきれなかった余剰電力を、ICP が設定する単価で同社へ売電してください。
 - ※ ICP による余剰電力買取の標準単価は 10 円/kWh ですが、自治会が集会所の電力を ICP から買電することを条件に 3 円/kWh が加算され、13 円/kWh となります。
- ・ 自治会に対する ICP への電力プラン切替の案内にご協力ください。
 - ※ 電力プランを切り替えていただける場合、ICP による余剰電力の買取単価が、標準単価の 10 円/kWh から 3 円/kWh 加算され、13 円/kWh となります。（上記参照）。
 - ※ 電力プランを切り替えていただける場合、自治会が市に支払うべき賃借料相当額の補助が受けられます（市が建物を所有する集会所に限る）。

【リース】

- ・ 補助金額相当分をリース料金から控除してください。
 - ※ リース事業者が、奈良県内に本社を有する企業の場合は控除額を補助金相当分の 9/10 とすることができます。
- ・ 自治会に対する ICP への余剰電力買取サービスの案内にご協力ください。なお、自家消費率が 50%未満の場合、国要領を満たすため、ICP との契約が必須となります（22 ページ参照）。
- ・ 自治会に対する ICP への電力プラン切替の案内にご協力ください。
 - ※ 電力プランを切り替えていただける場合、ICP による余剰電力の買取単価が、標準単価の 10 円/kWh から 3 円/kWh 加算され、13 円/kWh となります。
 - ※ 電力プランを切り替えていただける場合、自治会が市に支払うべき賃借料相当額の補助が受けられます（市が建物を所有する集会所に限る）。

いこま市民パワー株式会社（☎0743-75-5020）

〒630-0257 奈良県生駒市元町1丁目6-12 生駒セイセイビル6階 9:00~17:00(土・日・祝日除く)



生駒市が過半数を出資する自治体新電力で、主に生駒市内に電力供給しています。再生可能エネルギーの普及促進・エネルギーの地産地消に取り組みながら、「まちづくり会社」として、生活利便性の向上や地域課題の解決を目指します。

【HP】



(8) 必要書類

【申請時】

番号	書類名称		様式
1	生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金(集会所)交付申請書		様式第1号
2	チェックリスト(補助金申請時)		様式第2号
3	太陽光発電設備・蓄電池を設置する集会所の全景カラー写真 ※蓄電池のみを申請する場合は、集会所に太陽光発電設備が設置されていることが分かる写真をあわせて添付すること		任意
4	補助対象経費等計算書		様式イ
5	過去1年間の電力使用量の算出根拠		任意
6	年間発電想定量の算出根拠		任意
7	太陽光発電設備・蓄電池のカタログ等の写し ※太陽光発電設備 ・メーカー、型番、最大出力、性能等がわかるもの ※蓄電池 ・パッケージ型番と、それを構成するパワーコンディショナーのメーカー、型番、出力等及び蓄電池のメーカー、型番、定格容量等がわかるもの ・「4 蓄電池の要件」(3)～(8)を満たすことがわかるもの。 ただし、一般社団法人環境共創イニシアチブの令和6年度又は令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金蓄電システム登録制度に登録済の製品の場合は、下記ア～ウ。 ア. 上記登録制度に登録されていることが確認できるもの イ. 「4 蓄電池の要件 (4)③出力可能時間の例示」のうち、 bを例示する場合は、当該例示部分が確認できるもの ウ. 「4 蓄電池の要件 (4)④保有期間」が確認できるもの		任意
8	太陽光発電設備・蓄電池導入費の契約金額及び内訳が確認できる見積書等の写し		任意
9	工事内訳明細書		様式オ
10	買切モデル	補助申請手続の委任状及び代理受領の事前届出書※	様式ア

※補助金の申請及び受領の委任を受けない場合は不要

【実績報告時】

番号	書類名称		様式
1	生駒市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金(集会所)事業実績報告書		様式第7号
2	チェックリスト(実績報告時)		様式第8号
3	太陽光発電設備・蓄電池を設置した集会所の全景カラー写真		任意
4	太陽光発電設備(パネル及びパワーコンディショナー)・蓄電池の設置状況を示すカラー写真 ※実績報告書に記載された設備と同一の設備が設置されていることが確認できる銘板等の写真も添付すること ※太陽光発電設備については、パネルの枚数が確認できる写真とすること		任意
5	『「発電量調整供給契約申込書」又は「系統連携申込書」(低圧)』		任意
6	太陽光発電設備・蓄電池の製品保証書		任意
7	太陽光発電設備・蓄電池のカタログ等の写し*		任意
8	補助対象経費等計算書*		様式イ
9	過去1年間の電力使用量の算出根拠*		任意
10	年間発電想定量の算出根拠*		任意
11	太陽光発電設備・蓄電池の導入費が確認できる領収書等の写し(補助対象者が補助対象事業にかかる経費を負担したことを証する書類)		任意
12	太陽光発電設備・蓄電池の工事内訳明細書		様式オ
13	買切りモデル	自治会との工事請負契約書又は売買契約書の写し ※「法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するよう努めること。やむを得ない理由により処分が必要となった場合は、事前に市へ連絡すること。」といった文言が記述されていること ※契約書に記述されていない場合は、上記が記述された資料をあわせて提出すること	任意
14		補助対象設備引渡済証明書	様式ウ
15	PPAモデル	サービス料金から補助金額相当分が控除されていることを証明できる書類 ※PPA契約期間中のサービス料金の総額について、補助金ありの場合と補助金なしの場合を比較し、補助金額相当分が自治会に還元されていることが分かるもの	様式カ

16		自治会との PPA 契約書の写し ※「契約が終了し、事業者から譲渡を受けた後も、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するよう努めること。やむを得ない理由により処分が必要となった場合は、事前に市へ連絡すること。」といった文言が記述されていること ※契約書に記述されていない場合は、上記が記述された資料をあわせて提出すること	任意
17		【自家消費率 50%以上の場合のみ】 ICP と余剰電力の電力受給契約を締結したことがわかる文書（電力受給契約のお知らせ）の写し	任意
18		リース料金から補助金額相当分が控除されていることを証明できる書類 ※リース契約期間中のリース料金の総額について、補助金ありの場合と補助金なしの場合を比較し、補助金額相当分が自治会に還元されていることが分かるもの	様式力
19	リースモデル	自治会とのリース契約書の写し ※「契約が終了し、事業者から譲渡を受けた後も、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するよう努めること。やむを得ない理由により処分が必要となった場合は、事前に市へ連絡すること。」といった文言が記述されていること ※契約書に記述されていない場合は、上記が記述された資料をあわせて提出すること	任意

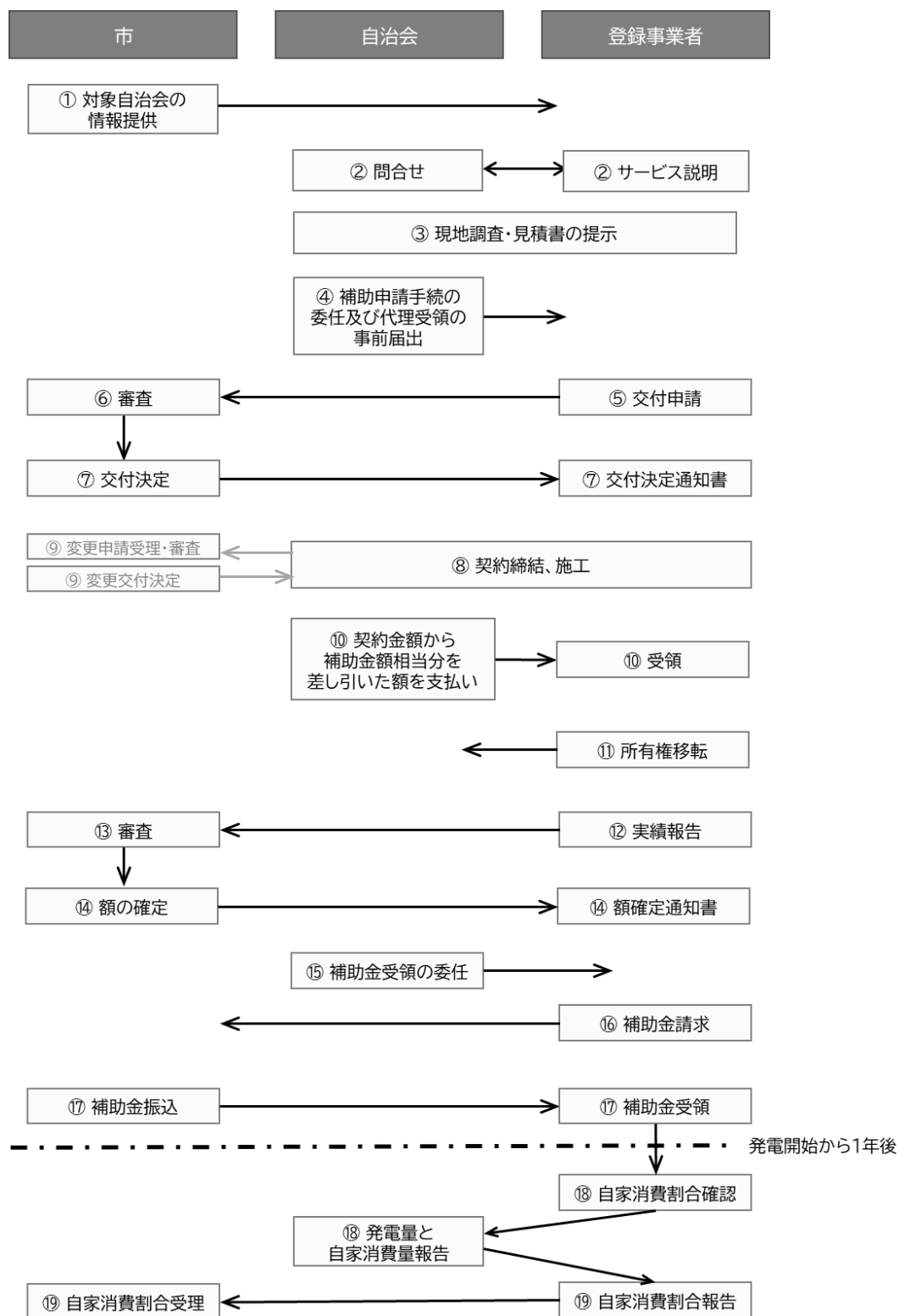
※ *は、補助申請時から変更がある場合のみ、提出してください。

2 申請から支払いまでの流れ

(1) 買切モデル（委任あり）

【補助金の申請及び受領の委任を受ける場合】

※こちらのフローで申請することを基本としてください。



① 対象自治会の情報提供 【市→登録事業者】

設備導入又はその説明を希望する自治会の連絡先等の情報を提供します。

② 自治会からの問合せ・サービス説明 【自治会⇄登録事業者】

対象自治会に連絡をとり、サービスの説明を行ってください。

※ 市からの情報提供や自治会からの問合せがない段階で、自治会へ営業を行うことは控えてください。

③ 現地調査・見積書の提示 【自治会⇄登録事業者】

自治会からの希望を踏まえ、集会所の現地調査及び見積書の提示を行ってください。

④ 補助申請手続の委任及び代理受領の事前届出 【自治会→登録事業者】

自治会から、補助金の交付申請手続の委任及び補助金の代理受領の事前届出を受けてください（様式ア「補助申請手続の委任状及び代理受領の事前届出書」）。委任を受けるにあたり、自治会から交付申請に伴う宣誓を得てください（様式イ「宣誓書」）。

⑤ 交付申請 【登録事業者→市】

補助金交付申請書により、令和8年1月15日までに交付申請を行ってください。

※ 交付申請時に必要な書類は、「1(8) 必要書類」をご確認ください。

※ 申請書類に不備等があった場合は、申請書の補正を依頼する場合があります。

※ 提出期限以前であっても、予算額が終了した時点で受付終了となります。

⑥ 審査 【市】

提出された申請書類をもとに、申請内容を審査します。

⑦ 交付決定→交付決定通知書受理 【登録事業者⇄市】

審査の結果、補助金の交付が妥当であると認められる場合、補助金交付決定通知書により通知します。

※ 通常、不備等のない申請書類を提出いただいてから2～3週間を目安（申請件数、申請内容により期間を要する場合あり）に通知する予定です。

⑧ 契約締結、施工 【自治会⇄登録事業者】

⑦の交付決定を受けた日以降に契約の締結、施工してください。

※ 交付決定日以前に着手（発注、契約、購入、設置等）されたものについては、補助金の交付対象となりませんので、ご注意ください。

⑨ 変更申請受理・審査→変更交付決定通知 【登録事業者⇄市】

交付決定後に事業内容に変更又は事業を中止することになった場合は、変更交付申請書を市へ提出し、その内容について、市長から承認を受ける必要があります。

※ 軽微な変更（補助対象経費の20%以内の減額）については、変更交付申請は必要ありません。ただし、変更内容によっては補助対象外経費となる場合がありますのでご注意ください。

※ 事業の実施期間中に内容の変更・中止がある場合は、事前に市へご相談ください。

⑩ 契約金額から補助金額相当分を差し引いた額の支払い、受領 【自治会⇄登録事業者】

工事完了後、自治会から、契約金額から補助金相当分を差し引いた額を受領してください。

⑪ 所有権移転 【自治会⇄登録事業者】

⑫実績報告までに、補助対象設備の所有権を自治会へ移転してください（様式ウ「補助対象設備引渡済証明書」）。

⑫ 実績報告 【登録事業者→市】

事業を全て完了したうえで、令和8年2月15日までに、補助事業実績報告書により、実績報告を行ってください。

※ 期限までに実績報告が無い場合は、補助金が交付されませんので、期限までにご提出ください。

※ 実績報告時に必要な書類は、「1(8) 必要書類」をご確認ください。

※ 実績報告書類に不備等があった場合は、受け付けられず、再提出をお願いすることがあります。

⑬ 審査 【市】

実績報告書類をもとに、報告内容を審査します。

※ 通常、報告書類を提出いただいてから2~3週間を目安（報告件数、報告内容により期間を要する場合あり）に通知する予定です。

⑭ 額の確定、額確定通知書受理 【登録事業者⇄市】

審査の結果、補助金の交付が妥当と認められる場合、補助金交付額確定通知書により、交付額の確定を通知します。

※ 審査の結果、交付決定額から減額となる場合もあります。

⑮ 補助金受領の委任 【自治会→登録事業者】

交付額が確定された補助金の受領について、自治会から登録事業者へ委任することについての委任を受けてください（様式エ「委任状」）。

⑩ 補助金請求 【登録事業者→市】

交付額が確定された補助金について、令和 8 年 3 月 10 日までに、補助金請求書により請求してください。

⑪ 補助金振込、補助金受領 【登録事業者⇄市】

請求書に記載された口座宛に補助金を交付します。

⑫ 自家消費割合確認→発電量と自家消費量報告【自治会⇄登録事業者】

発電開始後 1 年間の発電量及び自家消費量を、自治会に聞き取りしてください。

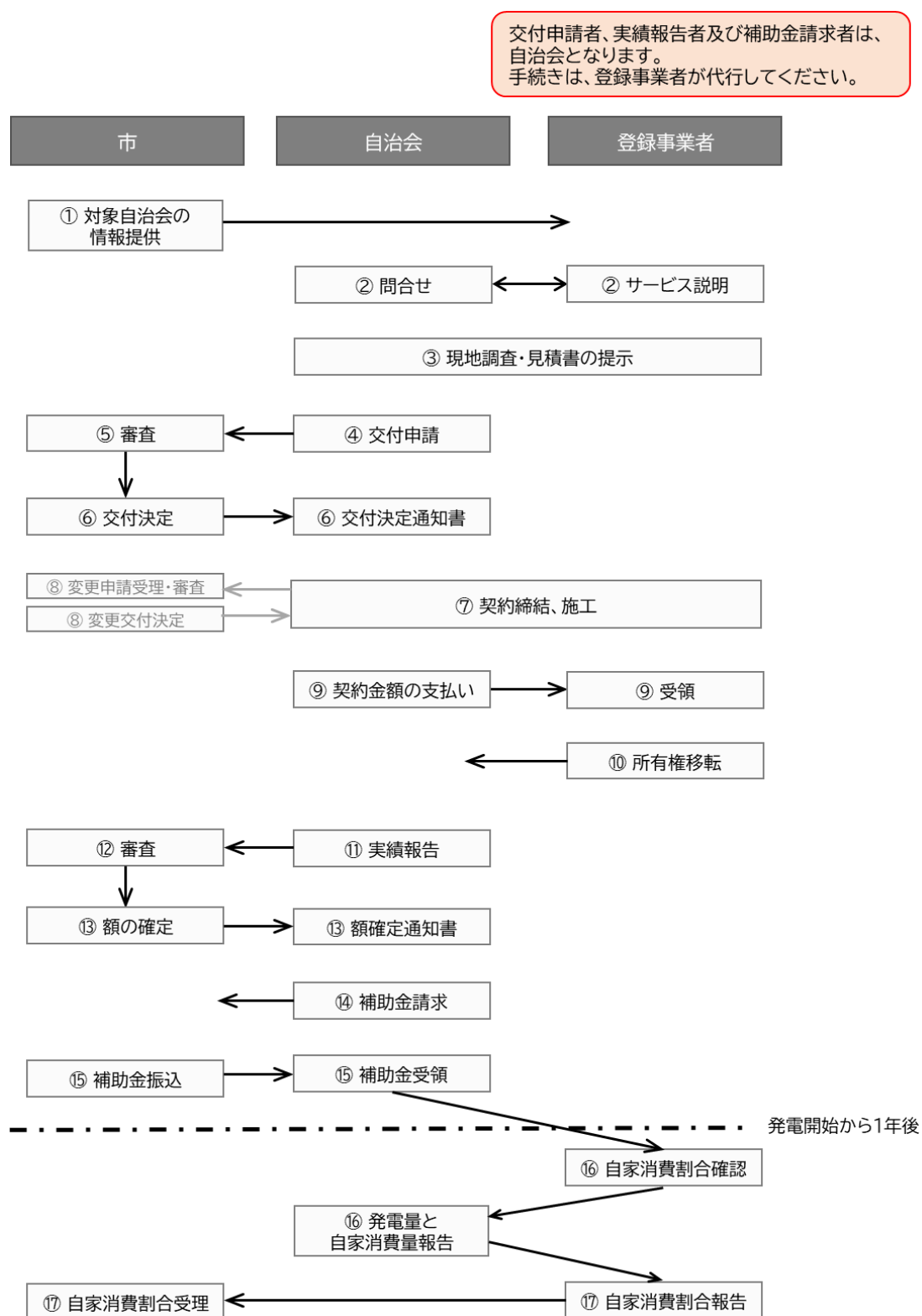
⑬ 自家消費割合報告→自家消費割合受理【市⇄登録事業者】

自治会に聞き取り作成した自家消費割合実績報告書を市へ提出してください。

(2) 買切モデル（委任なし）

【補助金の申請及び受領の委任を受けない場合】

※ローン契約等の事情により、補助金受領の委任を受けることができない場合のみ、こちらのフローで申請を行ってください。



① 対象自治会の情報提供 【市→登録事業者】

設備導入又はその説明を希望する自治会の連絡先等の情報を提供します。

② 自治会からの問合せ・サービス説明 【自治会⇄登録事業者】

対象自治会に連絡をとり、サービスの説明を行ってください。

※ 市からの情報提供や自治会からの問合せがない段階で、自治会へ営業を行うことは控えてください。

③ 現地調査・見積書の提示 【自治会⇄登録事業者】

自治会からの希望を踏まえ、集会所の現地調査及び見積書の提示を行ってください。

④ 交付申請 【登録事業者→市】

補助金交付申請書により、令和8年1月15日までに交付申請を行ってください。

※ 補助金申請者名は、自治会となります。

※ 交付申請時に必要な書類は、「1(8) 必要書類」をご確認ください。

※ 申請書類に不備等があった場合は、申請書の補正を依頼する場合があります。

※ 提出期限以前であっても、予算額が終了した時点で受付終了となります。

⑤ 審査 【市】

提出された申請書類をもとに、申請内容を審査します。

⑥ 交付決定→交付決定通知書受理 【自治会⇄市】

審査の結果、補助金の交付が妥当であると認められる場合、補助金交付決定通知書により通知します。

※ 交付決定通知書の送付先は、自治会とします（メールで同様の文書を登録事業者へ送付します）。

※ 通常、不備等のない申請書類を提出いただいてから2～3週間を目安（申請件数、申請内容により期間を要する場合あり）に通知する予定です。

⑦ 契約締結、施工 【自治会⇄登録事業者】

⑥の交付決定を受けた日以降に契約の締結、施工してください。

※ 交付決定日以前に着手（発注、契約、購入、設置等）されたものについては、補助金の交付対象となりませんので、ご注意ください。

⑧ 変更申請受理・審査→変更交付決定通知 【登録事業者⇄市】

交付決定後に事業内容に変更又は事業を中止することになった場合は、変更交付申請書を市へ提出し、その内容について、市長から承認を受ける必要があります。

※ 軽微な変更（補助対象経費の 20%以内の減額）については、変更交付申請は必要ありません。ただし、変更内容によっては補助対象外経費となる場合がありますのでご注意ください。

※ 事業の実施期間中に内容の変更・中止がある場合は、事前に市へご相談ください。

⑨ 契約金額の支払い、受領 【自治会⇄登録事業者】

工事完了後、自治会から、契約金額を受領してください。

⑩ 所有権移転 【自治会⇄登録事業者】

⑩実績報告までに、補助対象設備の所有権を自治会へ移転してください（様式ウ「補助対象設備引渡済証明書」）。

⑪ 実績報告 【登録事業者→市】

事業を全て完了したうえで、令和 8 年 2 月 15 日までに、補助事業実績報告書により、実績報告を行ってください。

※ 実績報告者名は、自治会となります。

※ 期限までに実績報告が無い場合は、補助金が交付されませんので、期限までにご提出ください。

※ 実績報告時に必要な書類は、「1 (8) 必要書類」をご確認ください。

※ 実績報告書類に不備等があった場合は、受け付けられず、再提出をお願いすることがあります。

⑫ 審査 【市】

実績報告書類をもとに、報告内容を審査します。

※ 通常、報告書類を提出いただいてから 2～3 週間を目安（報告件数、報告内容により期間を要する場合あり）に通知する予定です。

⑬ 額の確定、額確定通知書受理 【自治会⇄市】

審査の結果、補助金の交付が妥当と認められる場合、補助金交付額確定通知書により、交付額の確定を通知します。

※ 額確定通知書の送付先は、自治会とします（メールで同様の文書を登録事業者へ送付します）。

※ 審査の結果、交付決定額から減額となる場合もあります。

⑭ 補助金請求 【登録事業者→市】

交付額が確定された補助金について、令和 8 年 3 月 10 日までに、補助金請求書により請求してください。

※ 補助金請求者名は、自治会となります。

⑮ 補助金振込、補助金受領 【自治会⇔市】

請求書に記載された口座宛に補助金を交付します。

⑯ 自家消費割合確認→発電量と自家消費量報告【自治会⇔登録事業者】

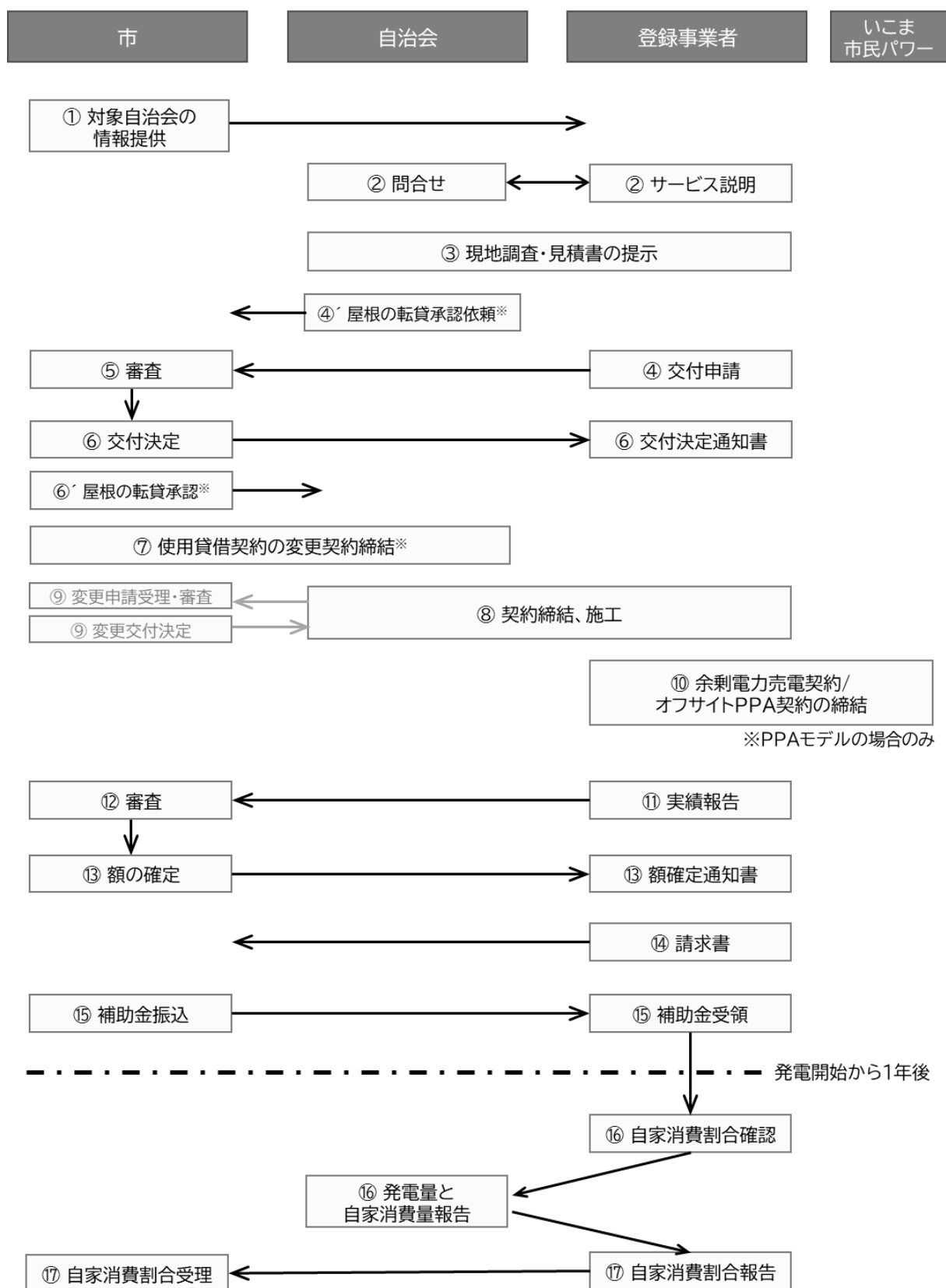
発電開始後 1 年間の発電量及び自家消費量を、自治会に聞き取りしてください。

⑰ 自家消費割合報告→自家消費割合受理【市⇔登録事業者】

自治会に聞き取り作成した自家消費割合実績報告書を市へ提出してください。

(3) PPA・リースモデル

※の手続きは市が建物を所有する集会所の場合で、かつPPAモデルの場合のみ必要となります。リースモデルの場合は、市と自治会で別途協議します。



① 対象自治会の情報提供 【市→登録事業者】

設備導入又はその説明を希望する自治会の連絡先等の情報を提供します。

② 自治会からの問合せ・サービス説明 【自治会⇄登録事業者】

対象自治会に連絡をとり、サービスの説明を行ってください。

※ 市からの情報提供や自治会からの問合せがない段階で、自治会へ営業を行うことは控えてください。

③ 現地調査・見積書の提示 【自治会⇄登録事業者】

自治会からの希望を踏まえ、集会所の現地調査及び見積書の提示を行ってください。

④ 交付申請 【登録事業者→市】

補助金交付申請書により、令和 8 年 1 月 15 日までに交付申請を行ってください。

※ 交付申請時に必要な書類は、「1 (8) 必要書類」をご確認ください。

※ 申請書類に不備等があった場合は、申請書の補正を依頼する場合があります。

※ 提出期限以前であっても、予算額が終了した時点で受付終了となります。

④ ´ 屋根の転貸承認依頼 【自治会→市】 ※市が建物を所有かつ PPA モデルの場合のみ

集会所の屋根を登録事業者へ転貸することについて、自治会から市へ承認依頼を提出します。

⑤ 審査 【市】

提出された申請書類をもとに、申請内容を審査します。

⑥ 交付決定→交付決定通知書受理 【登録事業者⇄市】

審査の結果、補助金の交付が妥当であると認められる場合、補助金交付決定通知書により通知します。

※ 通常、申請書類を提出いただいてから 2~3 週間を目安（申請件数、申請内容により期間を要する場合あり）に通知する予定です。

⑥ ´ 屋根の転貸承認 【市→自治会】 ※市が建物を所有かつ PPA モデルの場合のみ

自治会から提出された転貸承認依頼について、市と自治会の間で締結している集会所の使用貸借契約を変更することを条件として、承認します。

⑦ 使用貸借契約の変更契約締結 【市⇄自治会】 ※市が建物を所有かつ PPA モデルの場合のみ

市と自治会の間で締結している集会所の使用貸借契約について、賃貸借契約に変更する契約を締結します。

⑧ 契約締結、施工 【自治会⇄登録事業者】

⑥の交付決定を受けた日以降に契約の締結、施工してください。

※ 交付決定日以前に着手（発注、契約、購入、設置等）されたものについては、補助金の交付対象となりませんので、ご注意ください。

⑨ 変更申請受理・審査→変更交付決定通知 【登録事業者⇄市】

交付決定後に事業内容に変更又は事業を中止することになった場合は、変更交付申請書を市へ提出し、その内容について、市長から承認を受ける必要があります。

※ 軽微な変更（補助対象経費の 20%以内の減額）については、変更交付申請は必要ありません。ただし、変更内容によっては補助対象外経費となる場合がありますのでご注意ください。

※ 事業の実施期間中に内容の変更・中止がある場合は、事前に市へご相談ください。

⑩ 余剰電力売電契約/オフサイト PPA 契約の締結 【登録事業者⇄ICP】※PPA のみ

ICP との余剰電力売電契約又は ICP 及び市とのオフサイト PPA 契約を締結してください。

⑪ 実績報告 【登録事業者→市】

事業を全て完了したうえで、令和 8 年 2 月 15 日までに補助事業実績報告書により、実績報告を行ってください。

※ 期限までに実績報告が無い場合は、補助金が交付されませんので、期限までにご提出ください。

※ 実績報告時に必要な書類は、「1 (8) 必要書類」をご確認ください。

※ 実績報告書類に不備等があった場合は、受け付けられず、再提出をお願いすることがあります。

⑫ 審査 【市】

実績報告書類をもとに、報告内容を審査します。

※ 通常、報告書類を提出いただいてから 2~3 週間を目安（報告件数、報告内容により期間を要する場合あり）に通知する予定です。

⑬ 額の確定、額確定通知書受理 【登録事業者⇄市】

審査の結果、補助金の交付が妥当と認められる場合、補助金交付額確定通知書により、交付額の確定を通知します。

※ 審査の結果、交付決定額から減額となる場合もあります。

⑭ 請求書 【登録事業者→市】

交付額が確定された補助金について、令和 8 年 3 月 10 日までに、補助金請求書により請求してください。

⑮ 補助金振込、補助金受領 【登録事業者⇄市】

請求書に記載された口座宛に補助金を交付します。

⑯ 自家消費割合確認→発電量と自家消費量報告【自治会⇄登録事業者】

発電開始後 1 年間の発電量及び自家消費量を、自治会に聞き取りしてください。

⑰ 自家消費割合報告→自家消費割合受理【市⇄登録事業者】

自治会に聞き取り作成した自家消費割合実績報告書を市へ提出してください。

3 太陽光発電設備の要件

※主な要件のみ記載していますので、詳細については「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」別紙1をご確認ください。

- (1) 未使用であること
- (2) 各種法令等に遵守した設備であること
- (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと
- (4) 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること
- (5) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の①～⑫をすべて遵守していることを確認すること
 - ① 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること
 - ② 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと
 - ③ 防災、環境保全、景観保全を考慮した補助対象設備の設計を行うこと
 - ④ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと
 - ⑤ 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助対象者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること
 - ⑥ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること
 - ⑦ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること
 - ⑧ 接続契約を締結している一般配電事業者及び特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること
 - ⑨ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること
 - ⑩ 補助対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること
 - ⑪ 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、補助金対象設備の解体・撤去等による廃棄等費

用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること

- ⑫ 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること

4 蓄電池の要件

※主な要件のみ記載していますので、詳細については「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」別紙1をご確認ください。

- (1) 再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること
- (2) 停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと
- (3) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること（※1）

※ 初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること

- (4) 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

- ① 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

- ② 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

- ③ 出力可能時間の例示

a. 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（kWh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

b. 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が

必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

④ 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること

⑤ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

⑥ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること

(5) 蓄電池部安全基準

JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること

(6) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2（※）の規格も可とする。

※ JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること

(7) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること

(8) 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

- ✓ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。
- ✓ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。
- ✓ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。
- ✓ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。
- ✓ JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

5 契約形態の整理

(1) 自家消費率の要件

【国要領別紙1のア(ア)g 抜粋】

- (a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を脱炭素先行地域内で消費することとし、当該需要家が消費しない再エネ電力については、(c)に準じること。
- (b) 略
- (c) 本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を提案者又は共同提案者である地方公共団体内の脱炭素先行地域内の需要家（当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家に限る。）に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること（(a)及び(b)の場合を除く。）。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※1）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。

※1 発電量の30%以内とする。

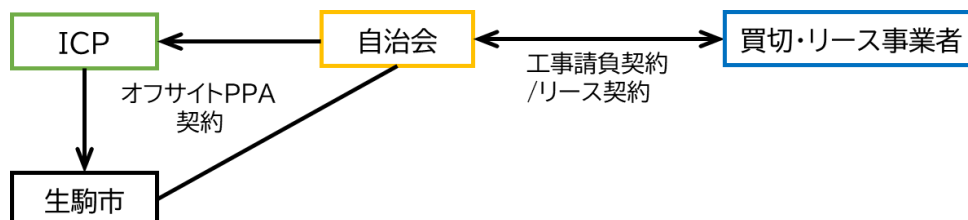
(2) 契約形態の整理

① 買切・リースモデル

<自家消費率 50%以上>



<自家消費率 50%未満>



② PPA モデル

<自家消費率 50%以上>



<自家消費率 50%未満>

